

南アルプス市災害廃棄物処理計画



平成30年9月

南アルプス市

目次

1 計画の基本	- 2 -
1) 計画の目的	- 2 -
2) 計画の位置付け	- 3 -
3) 計画対象区域	- 3 -
4) 対象とする災害	- 4 -
5) 計画の構成	- 4 -
6) 計画の見直し	- 4 -
2 災害廃棄物に関わる組織体制の把握	- 5 -
1) 南アルプス市地域防災計画等による関係事項	- 6 -
3 災害対応の基本的留意事項	- 15 -
1) 発災後の時期区分と特徴の把握	- 15 -
2) 基本スケジュール	- 16 -
3) 災害廃棄物処理における基本的処理方針	- 17 -
4) 各主体の役割	- 18 -
5) ごみ処理	- 19 -
6) し尿処理	- 24 -
7) 仮設トイレ等の備蓄推進	- 25 -
8) 災害廃棄物処理	- 25 -
4 段階的対応（応急時、復旧時）	- 30 -
1) 国・県・他自治体等への応援要請	- 30 -
2) 環境対策	- 30 -
3) 最終処分場	- 31 -
5 取組を要する主な課題	- 32 -
1) 災害廃棄物処理についての防災訓練の検討	- 32 -
2) 人員配置	- 32 -
3) 市内事業者の車両等のリスト化と配置計画	- 32 -
4) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物	- 33 -
5) 広域事務組合	- 33 -
6) 災害廃棄物処理実行計画	- 34 -

1 計画の基本

1) 計画の目的

本市の地形は、山梨県の中西部に位置し、東部の釜無川の右岸に平坦地が広がっているものの、西部は山岳地域のために、急峻な箇所が多く、地震、暴風、豪雨、がけ崩れなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されています。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要ですが、これらは一朝一夕に成せるものでなく、国、地方公共団体、公共機関、事業者、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行うことにより達成するものです。

これらを踏まえ、南アルプス市では、災害対策基本法第42条第2項の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産の安全と保護を図ることを目的として「南アルプス市地域防災計画」を策定しました。

南アルプス市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、「南アルプス市地域防災計画」の共通対策編第3章災害応急対策計画第22節廃棄物処理計画の細部の策定を目的とし、国の「災害廃棄物対策指針」、山梨県の「災害廃棄物処理計画」等に基づき、想定される災害に対する事前の体制整備及び市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を行う基本となることも目的としています。

2) 計画の位置付け

本計画は、国の災害対策基本法及び廃棄物処理法に基づくとともに「南アルプス市地域防災計画」を主要上位計画とし、またその他の関連諸計画を踏まえ、本市の災害廃棄物処理における基本的な計画に位置付けます。

本計画と関連する諸計画の位置付けは下図に示すとおりです。

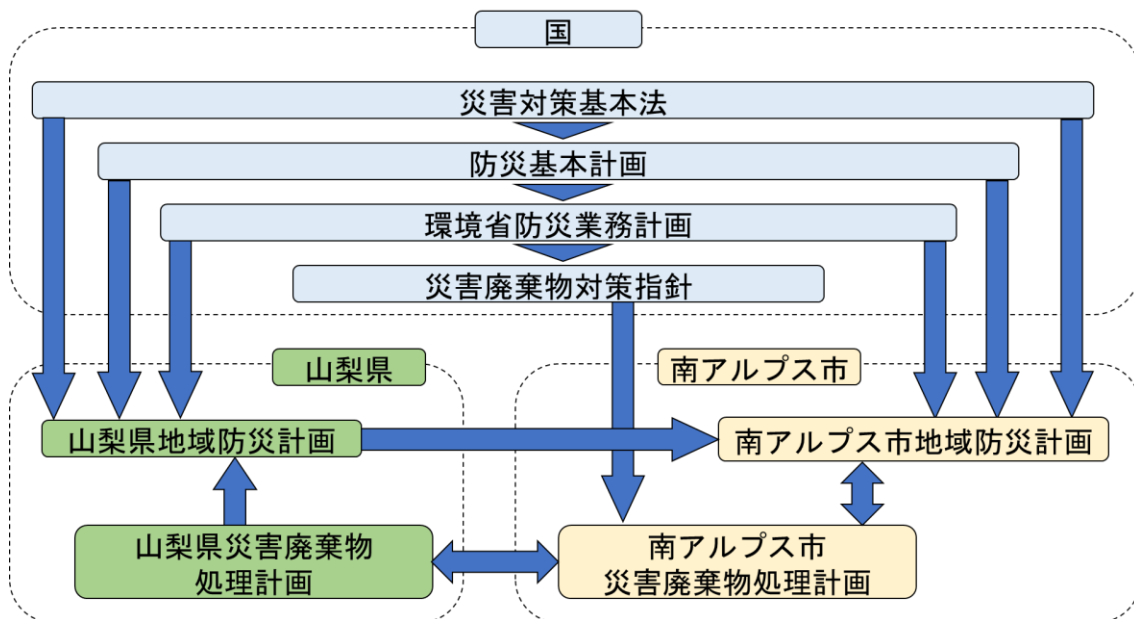


図-1 計画の位置付け

3) 計画対象区域

本計画の対象区域は南アルプス市全域とします。

4) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震、風水害及び雪害であり、地震については大規模地震対策措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

風水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とします。

雪害については、平成26年2月に山梨県において発生した観測史上最大の降雪により、雪崩や交通網の麻痺など大きな被害が生じました。本市においても積雪の重みによるカーポートなどの損壊が多数発生し、集積場所・期間を定めてこれらを収集した経過があります。また、県内の果樹地帯などではビニールハウスが大きな被害を受けました。本計画では、降雪の被害による廃棄物も対象とします。

5) 計画の構成

災害は、前述のとおり「地震」「風水害」「雪害」など多様な形態があり、加えて、被害の程度もその発生の状況により、大規模から軽微まで様々なパターンで現出します。被害の状況に応じた個別の計画策定は困難であることから、本計画においては、主に、大規模災害の発生が懸念されている「地震」による災害廃棄物処理を中心として取組などを整理します。

「風水害」「雪害」については、基本的に「地震」による災害廃棄物処理に準拠することとします。

以上を踏まえ、本計画の構成概要は、次に示すとおりです。

◆南アルプス市災害廃棄物処理計画の構成概要

- 1 計画の基本
- 2 災害廃棄物に関わる現状の把握
- 3 災害対応の基本的留意事項
- 4 段階的対応（応急時、復旧時）
- 5 取組を要する主な課題

6) 計画の見直し

本計画は、諸情勢を反映して随時見直される「南アルプス市地域防災計画」の内容を踏まえ、必要に応じて随時見直していくこととします。

2 災害廃棄物に関わる組織体制の把握

上位計画である「南アルプス市地域防災計画」における災害廃棄物関連情報を前提とする必要があることから、同計画における災害廃棄物関係の主な事項について示します。

1) 南アルプス市地域防災計画等による関係事項

① 災害時の組織体制

災害発生時の対応組織は、「南アルプス市地域防災計画」における南アルプス市災害対策本部組織図のとおりとし、以下のとおりです。

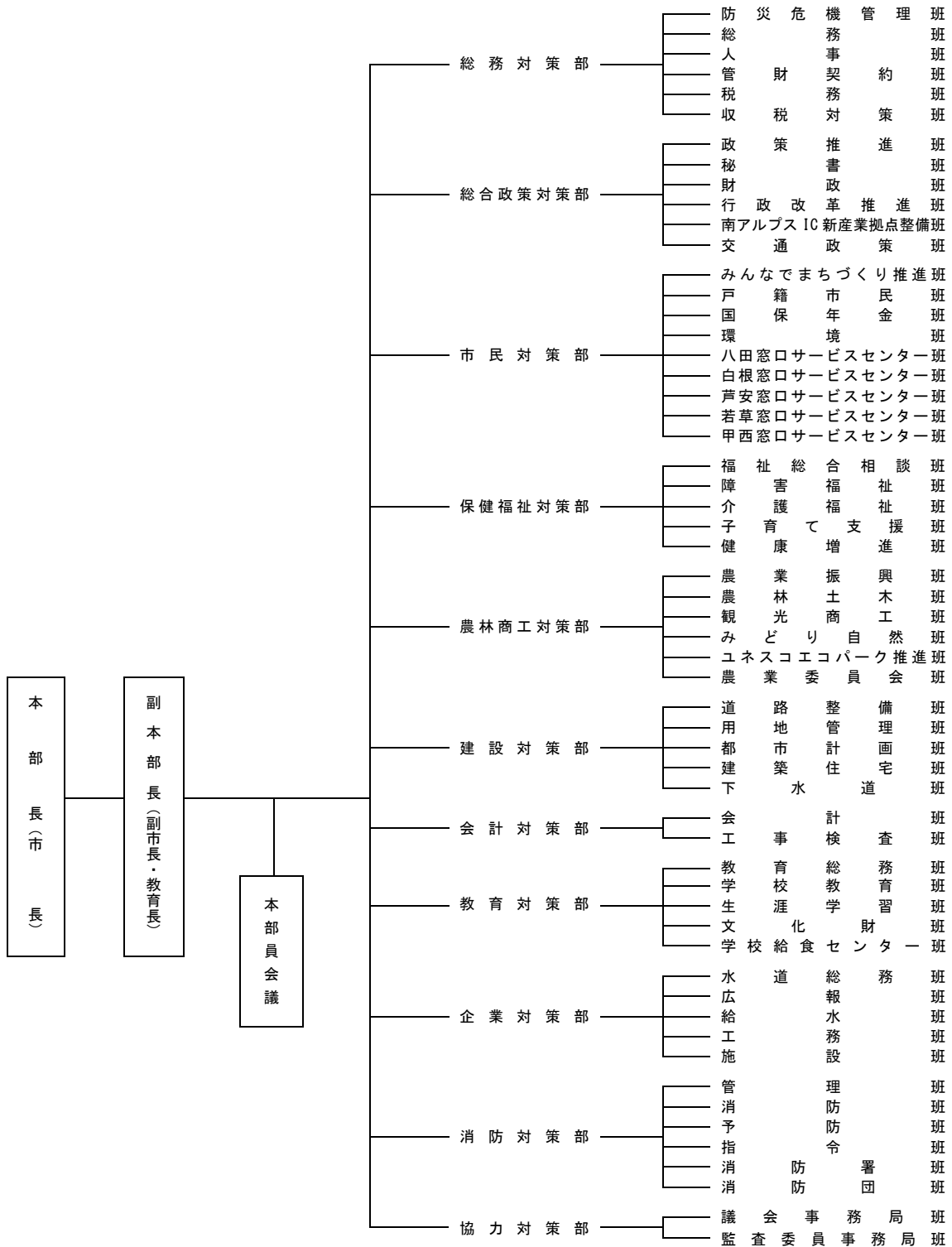


図-2 南アルプス市災害対策本部組織図（南アルプス市地域防災計画）

② 伝達方法

気象情報等の通知を受け災害の発生が予想される場合、非常配備の職員への伝達は、図5に示す流れで行います（勤務時の例）

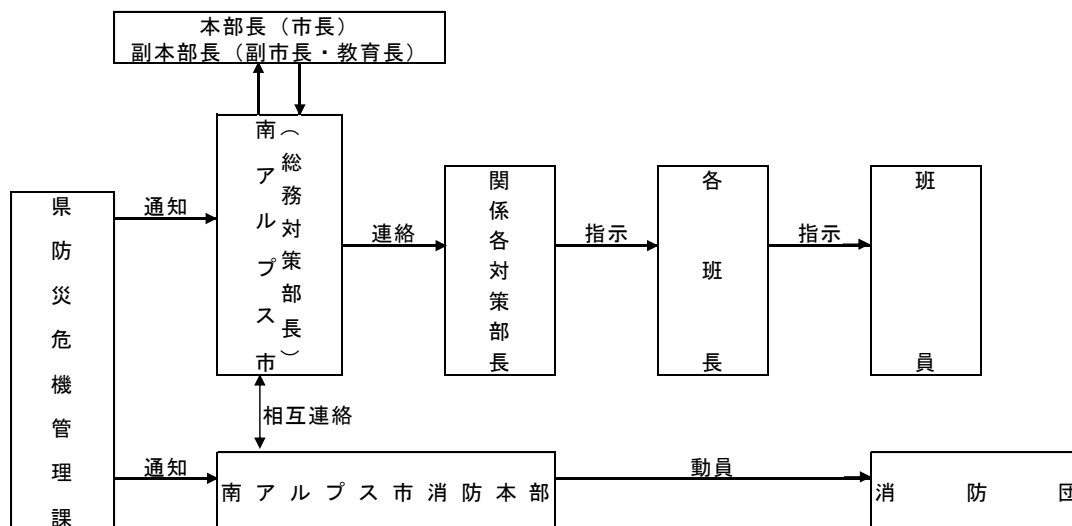


図-3 緊急招集系統（勤務時）（南アルプス市地域防災計画）

③ 災害廃棄物処理における業務

本市の災害廃棄物を統括する組織として、環境班（環境課）に「災害廃棄物担当」を設置します。廃棄物処理に関する情報は全て災害廃棄物担当で集約して管理することとします。

また、総括及び指揮については、環境課長または担当リーダーの2人以上の責任体制を構築します。

●総務担当

- ・ 災害廃棄物対策の体制の管理
- ・ 関連部署との調整
- ・ 職員の適正な配置及び職員の参加状況の把握
- ・ 山梨県、他市町村、庁内の部署との連絡体制の構築
- ・ 市民や事業者からの相談への対応
- ・ 市民や事業者への分別の指導
- ・ 災害廃棄物の発生量の把握
- ・ 避難所での分別指導
- ・ 仮設トイレの確保、避難所での設置・撤去の指導
- ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な項目

●廃棄物担当

- ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定
- ・ 中巨摩地区広域事務組合清掃センターの被災状況の把握
- ・ 中巨摩地区広域事務組合清掃センターが使用不能になった場合における他市町村の代替利用可能な施設の確保
- ・ 仮置場の設置・運営
- ・ 仮設焼却等の検討
- ・ 収集・運搬業者との連絡
- ・ 収集・運搬業務の指示
- ・ 災害廃棄物の発生量の把握・発生状況の把握
- ・ 災害廃棄物撤去の指示
- ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な項目

●し尿・浄化槽担当

- ・ し尿・浄化槽汚泥発生量の把握
- ・ 収集・運搬業者との連絡
- ・ 収集・運搬業者の指示
- ・ 避難所でのし尿の収集の委託
- ・ し尿処理施設が使用不能の場合における、他市町村の代替利用可能なし尿処理施設や下水道の確保
- ・ その他発災時のし尿処理に必要な項目

④ 避難施設

ア避難地・避難所災害発生時における避難地・避難所は以下のとおりです。

表-1 避難地・避難所一覧（南アルプス市地域防災計画）

番号	施設名	住所	TEL	指定緊急避難場所			
				洪水	土砂災害	地震	大規模火災
1	八田小学校	野牛島2222	055-285-0035	○	○	○	○
2	八田中学校	榎原620	055-285-5252	○	○	○	○
3	白根飯野小学校	飯野1972-1	055-283-1362	○	○	○	○
4	白根巨摩中学校	飯野2860-2	055-282-2051	○	○	○	○
5	白根東小学校	西野2311	055-283-1361	○	○	○	○
6	白根御勅使中学校	百々1990-1	055-285-0330	○	○	○	○
7	白根百田小学校	百々2300	055-285-3766	○	○	○	○
8	白根源小学校	有野490	055-285-1128	○	○	○	○
9	県立育精福祉センター	有野3303-2	055-285-0615	○	○	○	○
10	白根東保育所	西野1394	055-283-4271	○	○	○	○
11	白根高等学校	上今諏訪1180	055-284-3031	○	○	○	○
12	白根B&G海洋センター	百々3468-65	055-285-4700	○	○	○	○
13	芦安小学校	芦安安通335	055-288-2006	○		○	○
14	芦安山岳館	芦安芦倉1570	055-288-2125	○		○	○
15	芦安チロル学園	芦安芦倉1008	055-288-2711	○		○	○
16	芦安健康管理センター	芦安芦倉518	—	○		○	○
17	若草小学校	寺部740	055-282-1527	○	○	○	○
18	若草南小学校	藤田1130-1	055-282-6500		○	○	○
19	若草中学校	加賀美2943	055-282-0211	○	○	○	○
20	鏡中條体育館	鏡中條710-2	—	○	○	○	○
21	櫛形中学校	小笠原985	055-282-0056	○	○	○	○
22	巨摩高等学校	小笠原1500-2	055-282-1163	○	○	○	○
23	小笠原小学校	小笠原441	055-282-0116	○	○	○	○
24	櫛形北小学校	桃園813	055-282-2427	○	○	○	○
25	青少年児童センター	山寺258-1	055-282-7374	○	○	○	○
26	豊小学校	吉田787	055-283-5115	○	○	○	○
27	働く婦人の家	吉田753-1	055-284-3720	○	○	○	○
28	甲西中学校	古市場150	055-282-1052	○	○	○	○
29	落合小学校	落合1092	055-282-1429	○	○	○	○
30	大明小学校	古市場181-1	055-282-3113	○	○	○	○
31	南湖小学校	西南湖3024-1	055-284-0140		○	○	○
32	落合創造館アミカル	湯沢1035-5	—	○	○	○	○
33	甲西体育センター	宮沢413-3	055-284-1931		○	○	○
34	甲西保健福祉センター	古市場323	055-282-5800	○	○	○	○
35	六科集落センター	六科1499	055-285-3492	○	○	○	○
36	御勅使南公園	六科1588-2	055-285-4712	○	○	○	○
37	高度農業情報センター	榎原800	055-285-1883	○	○	○	○
38	野牛島集落センター	野牛島2013	055-285-2811	○	○	○	○
39	スパーク八田	野牛島1946-1	—	○	○	○	○
40	上高砂神明神社	上高砂958	—	○	○	○	○
41	上高砂集落センター	上高砂987	055-285-2810	○	○	○	○
42	たちあい公園	野牛島1337	—	○	○	○	○
43	下高砂神明神社	下高砂174	—	○	○	○	○
44	下高砂集落センター	下高砂373-1	—	○	○	○	○
45	徳永集落センター	徳永2026	055-285-3682	○	○	○	○

次頁へ続く

番号	施設名	住所	TEL	指定緊急避難場所			
				洪水	土砂災害	地震	大規模火災
46	徳永子ビッコ広場	徳永1683	—	○	○	○	○
47	榎原集落センター	榎原646-2	—	○	○	○	○
48	落合保育所	落合1028	055-282-1079	○	○	○	○
49	大井保育所跡	鮎沢360-1	—	○	○	○	○
50	大明保育所	清水31	055-282-1307	○	○	○	○
51	南湖保育所	西南湖738	055-284-0409		○	○	○
52	白根中央公園	百々3468-6	055-285-4700	○	○	○	○
53	遊・湯ふれあい公園	鏡中條3782	055-282-7610		○	○	○
54	若草グラウンド	寺部720	055-282-3100	○	○	○	○
55	藤田緑地公園	藤田1600	055-283-1216		○	○	○
56	芦安中学校	芦安安通350	055-288-2007	○		○	○
57	甲西市民総合 グラウンド	宮沢288-3	—		○	○	○
58	八田保育所	榎原558	055-285-7600	○	○	○	○
59	今諏訪生涯学習センター	下今諏訪431-1	—	○	○	○	○
60	天笑閣・ヘルスピア白根	駒場147-18	055-285-5001	○		○	○
61	鏡中條公民館	鏡中條697-1	—	○	○	○	○
62	下今井集落センター	下今井97-2	—	○	○	○	○
63	若草体育館	寺部720	—	○	○	○	○
64	若草生涯学習センター	寺部725-1	055-283-8311	○	○	○	○
65	若草保育所	藤田35	055-282-2730	○	○	○	○
66	甲西農村環境 改善センター	鮎沢1234-1	055-282-7359	○	○	○	○
67	田島公民館	田島985-1	—	○	○	○	○
68	櫛形西小学校	上市之瀬726	055-282-0142	○		○	○
69	巨摩保育所	飯野2912-4	055-283-4251	○	○	○	○
70	白根保育所	飯野1	055-285-3603	○	○	○	○
71	百田保育所	百々2328	055-285-3602	○	○	○	○
72	芦安保育所	芦安安通503	055-288-2031	○		○	○
73	櫛形中央保育所	小笠原985-9	055-282-2463	○	○	○	○
74	櫛形北保育所	桃園165-8	055-283-1262	○	○	○	○
75	櫛形西保育所	上市之瀬724	055-284-1602	○		○	○
76	豊保育所	吉田804	055-282-0189	○	○	○	○
77	八田児童館	榎原794-16	055-285-0042	○	○	○	○
78	若草なかよし児童館	藤田1512	055-282-5344		○	○	○
79	おおケヤキ児童館	寺部1479	055-284-7455	○	○	○	○
80	甲西児童館	清水24	055-282-7356	○	○	○	○
81	櫛形北地区農村 環境改善センター	桃園167-1	055-284-2540	○	○	○	○
82	櫛形西地区農村 環境改善センター	上市之瀬725-7	055-284-0689	○		○	○
83	白根コミュニティー館	飯野2842-1	—	○	○	○	○
84	百々公民館	百々2991	—	○	○	○	○
85	西野松聲堂	西野2783-22	—	○	○	○	○
86	西区公民館	有野2491-1	—	○		○	○
87	有野公民館	有野1090	—	○	○	○	○
88	ほたるみ館	平岡1210-1	055-284-7180	○		○	○
89	西地区多目的活性化広場	平岡1211	—	○		○	○

イ福祉避難所

災害発生時における福祉避難所は以下のとおりです。

表-2 福祉避難所一覧（南アルプス市地域防災計画）

	施設名	住所	電話番号
1	特別養護老人ホーム南岳荘	徳永436-1	055-280-5281
2	特別養護老人ホーム白根聖明園	在家塚1305	055-284-2201
3	櫛形荘介護老人福祉施設	上宮地1408	055-284-0020
4	特別養護老人ホーム花菱荘	田島1108	055-280-1300
5	峡西老人保健センター	下宮地421	055-282-7000
6	ケアホーム花菱	田島1105	055-280-8700
7	南アルプス市慈恵寮	小笠原880-3	055-282-0369
8	山梨県立育精福祉センター	有野3303-2	055-285-0615
9	山梨県立梨の実寮	有野4370	055-285-3717
10	みらいコンパニー （知的障害者通所施設）	上宮地1143	055-283-7733
11	ワークハウスみどりの家 （身体障害者通所施設）	寺部199	055-284-7266
12	ケール（精神障害者通所施設）	有野3236-2	055-285-6663
13	きがる館 （精神障害者地域生活支援センター）	下宮地421	055-282-4005
14	デイサービスゆうかり （通所介護事業所）	野牛島2727	055-285-7730
15	デイサービスセンター わかくさ（通所介護事業所）	鏡中條1642-2	055-283-2937
16	障害者トータルサポートセンター ともろうランド	飯野2939-5	055-282-1996
17	ラ・ピエーノ	飯野2018-1	0556-62-1134
18	特別養護老人ホーム白峰荘	飯野2820	055-288-7080
19	特別養護老人ホーム豊寿荘	十日市場727-1	055-282-0608
20	養護老人ホーム豊寿荘	十日市場727-1	055-282-0608

⑤ 応援協定

災害発生に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合、県、他の市町村等に応援を要請し、協力援助などを受けることで必要な対策を行うため、本市は様々な災害応援協定を締結しています。

なお、災害応援協定は、協定先で災害が発生し、必要な場合には本市が協力援助を行うこととなります。

表-3 本市における災害時の応援協定について

協定の分類	協定先	協定内容
災害時における応急対策業務に関する協定	南アルプス市建設安全協議会	・建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去 ・市が管理する公共土木施設の応急復旧
災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定	山梨県環境整備事業協同組合	・災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
災害時における障害物の除去等に関する協定	南アルプス市解体工事安全協議会	・災害時の障害物の除去、運搬 ・市が管理する公共施設のがれき等の撤去、運搬
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定	南アルプス・エコ協業組合	・災害時の家庭系一般廃棄物の収集運搬
大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定（県協定）	山梨県カーリサイクル協同組合	・市町村への障害物の除去等の協力
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（県協定）	（一社）山梨県産業廃棄物協会	・市町村への災害廃棄物の除去、災害廃棄物の収集・運搬、災害障害物の中間処理・処分
災害時における遺体の処理及び埋葬等の協力に関する協定（県協定）	（一社）全日本冠婚葬祭互助協会	・遺体の処理に係る棺、葬祭用品等の提供並びに葬祭作業及び遺体の搬送

災害応援協定に定める応援の種類については、必要な資機材の提供をはじめ広範な内容を有しています。

⑥ 仮設住宅建設予定地

災害発生時における仮設住宅建設予定地は以下に示すとおりです。

表-4 仮設住宅建設予定地一覧（南アルプス市地域防災計画）

番号	候補地の名称	所在地	土地所有者	敷地面積 (㎡)	建設戸数 (戸)
1	ハッピーパーク	南アルプス市徳永410番地	市有地	14,300	20
2	八田球場	南アルプス市榎原600番地	市有地	8,000	85
3	白根中央公園	南アルプス市百々3468番地6	市有地	52,000	324
4	若草グラウンド	南アルプス市寺部720番地	市有地	18,000	132
5	西地区多目的活性化広場	南アルプス市平岡1214番地	市有地	8,000	114
6	楡形総合公園（公園西駐車場）	南アルプス市桃園1600番地	市有地	30,000	123
7	楡形総合公園 （コミュニティプール駐車場）	南アルプス市桃園1600番地	市有地	5,000	30
8	楡形総合体育館駐車場	南アルプス市桃園1600番地	市有地	4,600	36
9	甲西市民総合グラウンド	南アルプス市宮沢288番地3	市有地	15,734	183
10	甲西体育センター 西側グラウンド	南アルプス市宮沢413番地3	市有地	7,000	90
合 計 （ 10か所 ）				162,634	1,137

⑦ 災害ボランティアセンター

災害発生後は、市社会福祉協議会が設置運営する「南アルプス市災害ボランティアセンター」がボランティアの受入れ、派遣調整、活動支援などを行うものとし、市は市所有の公共施設と必要な資機材など可能な限り提供して防災ボランティアが効果的に活動できる環境づくりを行います。

被災者のごみ出し等にボランティアが関わることを想定されるため、ごみ出し方法や分別等に係る情報について、ボランティア等に対する周知・広報を行います。

⑧ 水防上避難立退予定区域

災害発生時における水防上避難立退予定区域は以下に示すとおりです。

表-5 水防上避難立退予定区域一覧（南アルプス市地域防災計画）

建設部 水防支部名	水防管理 団体名	河川名	避難区域	避難 人員 (人)	避難先予定地	避難経路
中北建設事務所 水防支部	南アルプス市	御勅使川	六科	910	白根御勅使中学校	県道 甲斐・芦安線
"	"	"	野牛島	950	八田小学校	市道
"	"	釜無川	上高砂	750	旧山梨県免許センター	県道 甲斐・芦安線
"	"	"	下高砂	600	八田保育所	市道
"	"	"	徳永	400	"	"
"	"	"	榎原	400	八田高度農業情報センター	"
"	"	御勅使川	西河原・日中・小曾利	110	芦安健康管理センター 及び芦安支所	市道 古屋敷・沓沢線
"	"	"	小曾利・古屋敷	150	"	"
"	"	釜無川	今諏訪高台下	32	今諏訪地区生涯学習センター	県道 今諏訪北村線
"	"	御勅使川	有野北阿原	250	源小学校	県道 甲斐・芦安線
"	"	釜無川	鏡中條	2,882	旧鏡中條小学校	市道 1号線
"	"	"	藤田	1,585	若草南小学校	県道 韮崎南アルプス中央線
"	"	"	浅原	653	"	"
"	"	滝沢川	加賀美	1,005	若草中学校	"
"	"	"	十日市場	1,215	十日市場公会堂 及び若草中学校	市道及び県道 韮崎南アルプス中央線
"	"	"	寺部	972	若草小学校	市道73号線
"	"	釜無川	東南湖・西南湖	1,400	南湖小学校	市道 荊沢・東南湖線
"	"	滝沢川	田島・宮沢・戸田・和泉・西南湖	2,900	甲西中学校	県道 一軒茶屋・荊沢線
"	"	秋山川	西新居・秋山・湯沢	1,100	落合創造館アミカル	市道 荊沢・湯沢線
"	"	堰野川	西落合・塚原	3,100	落合小学校	市道 下宮地・西新居線
"	"	坪川	東落合・荊沢・古市場・川上・神ノ木・塚原・西落合・芦原	100	甲西中学校	県道 一軒茶屋・荊沢線
"	"	からす川	山寺		小笠原小学校 山寺公会堂	市道 櫛形16号

3 災害対応の基本的留意事項

災害の発生から復旧にいたるまで、それぞれの場面における取組についての基本的認識として留意すべき事項を以下に示します。

1) 発災後の時期区分と特徴の把握

発災後は人命救助が優先される「初動期」、避難所ごみを含む災害廃棄物への対応や仮置場の設置・受け入れ等が主体となる「応急対応」、発災以前の状態に戻すための災害廃棄物の処理や再資源化が主体となる「復旧・復興」の各段階があり、それぞれの時期区分ごとの特徴に応じた対応を行う必要があります。

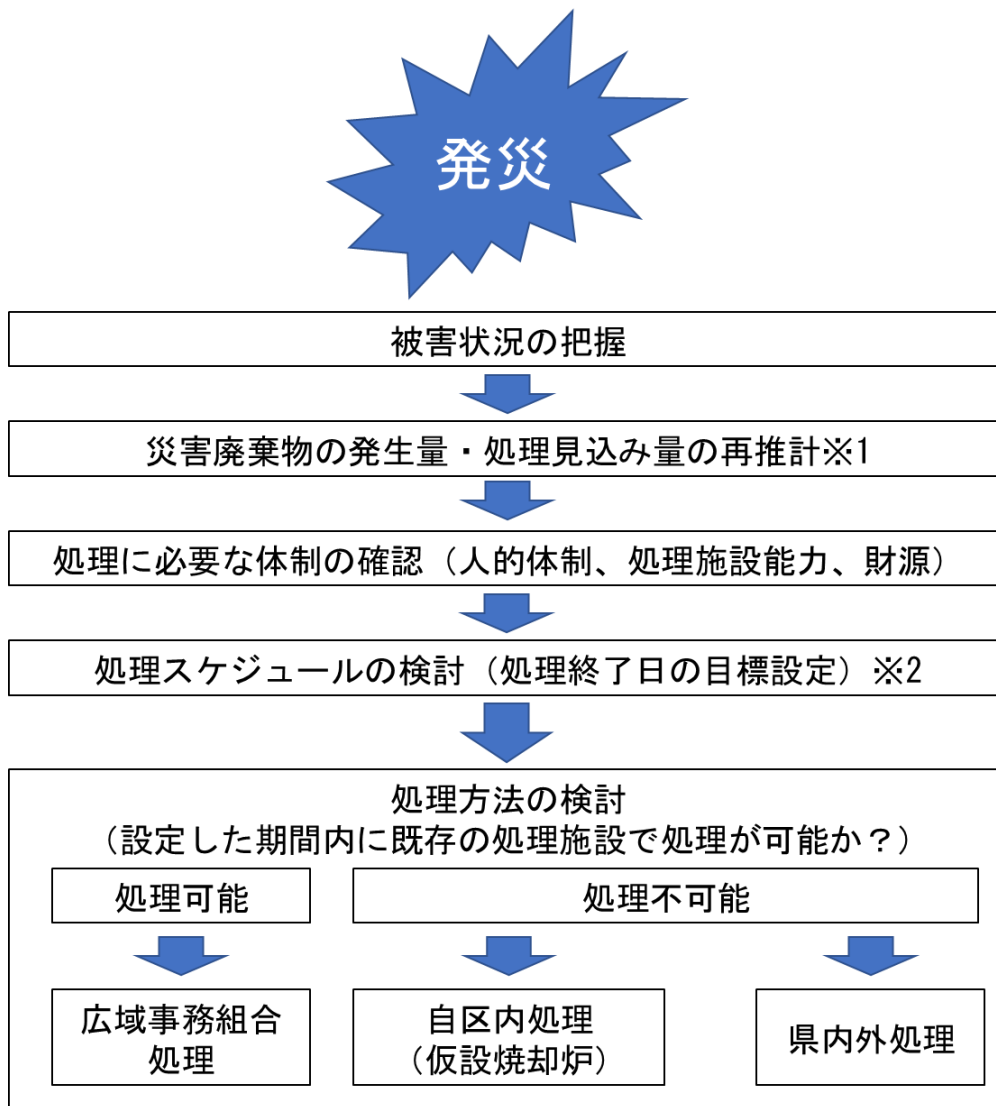
表-6 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安※
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応 （前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応 （後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる
（東日本大震災クラスの場合を想定）

2) 基本スケジュール

災害時には、住民の健康や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を心がけながら、基本的には次のようなスケジュールで災害廃棄物の処理を行います。



※1 処理計画で推計した発生量・処理見込み量を、実際の被害状況を基に再推計

※2 阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、建物の解体が約2年、災害廃棄物の処理が約3年のスケジュールで行われた。

図-4 地震災害の基本スケジュール

3) 災害廃棄物処理における基本的処理方針

災害廃棄物の処理を各段階において安全で計画的、かつ適正に進めるための基本的処理方針を示します。

表-7 災害廃棄物処理における基本的処理方針

基本方針	概要
①予防対策の推進	災害時に発生する膨大な廃棄物を円滑かつ安全に処理するとともに、処理すべき災害廃棄物を最小化するための予防対策を推進します。
②応急対策の推進	災害発生時、直ちに被害状況を把握し、迅速で適正な処理を行うため、組織体制・連絡体制の整備を推進するとともに、収集運搬・処理・処分の実施方法を定めるなど安定した処理体制を構築します。
③計画的な処理の推進	災害発生後、時間の経過とともに災害廃棄物に対する対応の方法も変化することが予測されるため、段階毎の状況を想定した上で計画的な処理体制を構築し、処理を推進します。
④環境保全、資源の再利用・再利用に配慮した処理の推進	災害廃棄物の処理に際しては、可能な限り環境の保全、資源の有効活用に配慮した処理・処分を推進します。
⑤安全作業の確保	災害時の処理業務は、廃棄物の量・質の変化、危険物や処理困難物の発生・混入、作業条件の悪化など、作業員に対して過剰な負荷がかかることが予測されるため、作業員の健康管理及び作業の安全性の確保を図ります。
⑥処理体制の強化	災害発生時には、県や周辺自治体、応援協定の締結先と調整し、相互協力体制を確認するとともに、災害廃棄物の仮置や処理の支援などの協力を仰げるよう協力体制についての情報交換に努めます。
⑦リサイクルの推進	災害廃棄物を実施計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行うことで、地域の復興等に役立て、災害廃棄物の処理・処分量を軽減し、効率的な処理を行います。

4) 各主体の役割

災害発生時における廃棄物処理を軽減するためには、市が自らの役割を実行することは基より、市民及び事業者が主体的に行動し、相互に連携しながら対策を講じる必要があります。ここでは、災害廃棄物の円滑な処理を図るために各主体が取り組むべき役割を以下に示します。

①市の役割

- ・ 発災時における庁舎内の連絡体制を構築すること。
- ・ 仮設トイレやその管理に必要な物品の調達元を把握すること。
- ・ 他市町村や廃棄物処理業者等との連携体制を構築すること。
- ・ 災害廃棄物の発生量を迅速かつ的確に把握し、処理、処分方法及びスケジュール等を含めた実行計画を作成すること。
- ・ 災害廃棄物の仮置場の候補地を選定するとともに設置、維持管理を行うこと。
- ・ 発災時の被災建物等の解体・撤去、ごみの収集・運搬、ごみ処理体制等を構築すること。
- ・ 発災時でのボランティア活動が円滑にできるような体制を構築すること。
- ・ 住民、事業者及び関係団体等に対し発災時の廃棄物処理について啓発を行うこと。

②市民の役割

- ・ 平常時より、分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにすること。また、携帯トイレの備蓄に備えること。
- ・ 災害時には、ごみの分別に努め、ルールを守るとともに生活ごみの排出方法、建築物の解体に伴うがれき等の排出方法や処理方法について、市の方針に従って廃棄物の円滑な処理に協力すること。

③事業者の役割

- ・ 本市の協力要請があった場合は協力すること。
- ・ 平常時より、分別の徹底を行い災害時にも同様の分別が行えるようにすること。
- ・ 災害時には、ごみの分別に努め、ルールを守るとともに生活ごみの排出方法、建築物の解体に伴うがれき等の排出方法や処理方法について、市の方針に従って廃棄物の円滑な処理に協力すること。
- ・ 災害時における市からの廃棄物処理の連絡・広報に協力すること。
- ・ 本市で処理できない災害廃棄物は、事業者が自己責任で処理を行い、適切な分別、再利用・再資源化に努めること。

5) ごみ処理

① 被害想定

県は、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を公表し、東海地震、南関東直下プレート境界地震、山梨県内及び県境に存在する活断層による地震に関する被害想定をまとめています。その後、県は新たに平成17年5月19日に「平成17年山梨県東海地震被害想定調査報告書」を公表しています。

現在は南海トラフ地震（マグニチュード9.0）の想定もされています。

被害想定的前提条件

被害想定的前提条件は、次のとおりです。

想定地震	東海地震（マグニチュード8.0）
------	------------------

（南アルプス市地域防災計画）

被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認します。

また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握します。

表-8 災害廃棄物の想定発生量（山梨県災害廃棄物処理計画）

想定地震		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川-静岡構造線地震	
災害廃棄物発生量	発生量 (t)	全壊・半壊	62,800	18,238	987,967	144,690	209,765	407,235
		焼失	961	0	4,176	1,019	1,019	1,921
		合計	63,761	18,238	992,143	145,709	210,784	409,156
	種類別発生量 (t)	可燃物	11,304	3,283	177,834	26,044	37,758	73,302
		不燃物	11,842	3,283	180,173	26,615	38,328	74,378
		コンクリートがら	33,040	9,484	515,413	75,646	109,486	212,531
		金属くず	4,183	1,204	65,373	9,590	13,885	26,954
被害棟数	全壊 (棟)	柱角材	3,391	985	53,350	7,813	11,327	21,991
		合計	63,760	18,239	992,143	145,708	210,784	409,156
		木造	221	75	6,843	667	1,171	2,619
		RC造	2	0	74	2	4	10
		S造	29	0	568	27	88	215
	合計 (棟)	255	75	7,602	709	1,289	2,893	
	半壊 (棟)	その他	3	0	117	13	26	49
		木造	1,634	647	5,197	3,936	3,907	5,164
		RC造	5	0	31	4	7	12
		S造	77	0	933	103	191	402
合計 (棟)		1,740	657	6,229	4,102	4,165	5,648	

② 災害時に発生する廃棄物

- 生活ごみ : 家庭から排出される生活ごみ
- 避難所ごみ : 避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する
- し尿 : 仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

- 災害廃棄物（片付けごみ・解体廃棄物）
 - ・可燃物 : 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
 - ・木くず : 柱、はり、壁材などの廃木材
 - ・畳、布団 : 被災家屋から排出される畳、布団であり、被災を受け使用できなくなったもの
 - ・不燃物 : 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
 - ・コンクリートがら等 : コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
 - ・金属くず : 鉄骨や鉄筋、アルミ材など
 - ・廃家電（4品目） : 被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
※リサイクル可能な物は各リサイクル法により処理を行う。
 - ・小型家電／その他家電 : 被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電で、災害により被害を受け使用できなくなったもの

 - ・腐敗性廃棄物 : 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
 - ・有害廃棄物 : 石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等

- ・ 廃自動車等 : 自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車
 ※リサイクル可能な物は各リサイクル法により処理を行う。
 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察と協議する。
- ・ その他、適正処理が困難な廃棄物 : ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

③ 発生量の把握

災害発生時においては、災害廃棄物の発生量の推計が必要となります。発生量を推計するためには、建物の被害棟数などの把握を目的として、被災情報の提供を呼びかけるとともに、徒歩などによる現地確認を行います。そして、収集した情報をもとに発生量を推計します。

表-9 全・半壊からのごみ発生量の推計結果（山梨県災害廃棄物処理計画）
 （例：東海地震）

被害状況（棟）			発生量（t）		
全壊数	半壊数	計	全壊	半壊	計
255	1,740	1,995	28,812	33,988	62,800

避難所ごみ

避難所ごみの推計にあたり次の式を参考に用います。

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

※参考：発生源単位について、「三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書 参考資料 平成 22 年 3 月三重県環境森林部」p6 では 980g/人・日 が示されています。

（災害廃棄物対策指針技術資料）

避難所ごみについての留意事項

避難所で発生する廃棄物とその留意事項、必要事項を次に示します。

表-10 避難所で発生する廃棄物（例）（災害廃棄物対策指針技術資料）

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物 （生ごみ）	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。処理事例として近隣農家や酪農家等により堆肥化を行った例もある。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋 プラスチック類	食料・水の容器 包装等	袋に入れて分別保管する。
感染性廃棄物 （注射針、血の付着した ガーゼ）	医療行為	保管のための専用容器の安全な設置及び管理が必要である。収集方法にかかる医療行為との調整（回収方法、処理方法等）が必要である。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉した管理が必要である。

④ 収集方法

ア 災害時のごみの収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬します。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとします。

イ 被害の状況により異なりますが、原則、生活ごみ（生ごみなどの可燃ごみ）は、通常の収集場所で回収します。避難ごみは、避難所に集積所を設置し回収します。災害廃棄物（片付けごみ・解体廃棄物）は、市が開設する仮置場（一次仮置場）で回収します。

災害が発生した場合、災害廃棄物や腐敗性の可燃ごみの処理を優先しますので、古紙類などの資源ごみ回収は、休止を検討します。

災害時仮置場（一次仮置場）

災害時に発生する災害廃棄物（片付けごみ・解体廃棄物）は、災害の大きさ、被災地域、災害廃棄物の量などに応じて、一次仮置場を開設し、収集します。

表-11 一次仮置場候補地一覧

地区	No	施設名称	候補地番	面積 (ha)
八田	1	北部資源回収センター南側公有地	野牛島2761番地	0.29
	2	湧暇李の里	野牛島2701番地	0.51
白根	3	飯丘スポーツ広場	飯野新田1237番地	0.75
	4	今諏訪スポーツ広場	下今諏訪437	0.23
	5	上八田スポーツ広場	上八田1219番地1	0.22
	6	在家塚スポーツ広場	在家塚1057番地1	0.28
	7	源スポーツ広場	有野3412番地	0.43
芦安	8	金山沢こだま公園	芦安芦倉1408番地先	0.17
若草	9	浅原区リサイクルステーション	浅原287-1番地	0.01
	10	加賀美公民館	加賀美3403番地1	0.12
	11	鏡中条スポーツ広場	鏡中条741番地	0.42
	12	若草瓦会館南側公有地	寺部105番地2	0.47
櫛形	13	櫛形総合公園北側駐車場（野球場）	桃園1600番地	1.60
	14	上宮地農村公園	上宮地649番地	0.31
甲西	15	甲西南公園	戸田371番地5	0.47
	16	川上住宅	川上300番地1	0.69
	17	江原スポーツ公園	江原1306番地	0.11
	18	甲西ふれあい公園	西南湖4036番地1	2.63

災害の種類や規模によって必要になる仮置場の位置や規模は異なります。上記候補地の他にも、状況に応じて未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地等や13頁の表4にある市内10箇所の仮設住宅建設予定地の中から一次仮置場の設置を検討します。

ウ 災害発生直後の混乱期に廃棄物の分別・選別を徹底することは、困難な状況が想定されますが、災害廃棄物の処理・処分を効率的に行うためには、排出段階や仮置場での分別・選別が重要となります。

分別区分は、木くず、その他可燃物、コンクリート塊、金属くず、廃家電（4品目）、小型家電、その他不燃物の7品目とします。なお、一次仮置場の候補地は、小規模な用地を利用せざるを得ない場合もある為、状況に応じて分別区分を、木くず、コンクリート塊、可燃物、不燃物の4品目とします。

分別回収には、仮置場開設時から写真・イラスト等を用いた解りやすい分別区分表示の設置、詳細な分別区分一覧表を作成し、仮置場に配置された誘導員が搬入者に対して分別指導できるような対応を図ることとします。

○広報の実施

災害廃棄物の処理に関する啓発・広報について、次の手法で行います。

- ・ 防災行政無線
- ・ 市ホームページ
- ・ チラシ、回覧文書
- ・ 集会施設等での説明会
- ・ 掲示板
- ・ 広報誌
- ・ 広報車
- ・ マスコミ報道

6) し尿処理

被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認します。

また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握します。

収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬します。

なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとします。

① 仮設トイレの設置

災害発生時の生活排水の処理についても、基本的には、平常の処理・収集作業を行うこととなります。

避難所が設置され、避難者数が多い場合については、避難所施設のトイレ数では不足するなどの状況に応じて、優先順位を決定しながら、仮設トイレの設置やし尿収集作業を実施するものとします。

② 仮設トイレ関連の消耗品

仮設トイレ設置に伴い、衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤、トイレトペーパー等の確保・供給も必要となります。

③広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、市民に対して設置場所等を市防災行政無線や広報車等により周知します。

7) 仮設トイレ等の備蓄推進

防災備蓄倉庫

仮設トイレ等は、市内の楡形防災倉庫、白根防災倉庫、芦安防災倉庫、八田防災倉庫、若草防災倉庫、甲西防災倉庫の6カ所に備蓄しています。

仮設トイレ等の備蓄数は、災害備蓄計画で定めていて避難者等へ円滑な供給ができるよう本市の人口の変化等を勘案して備えています。

仮設トイレ等を円滑に使用するためにも、トイレトーパー、消臭剤、廃棄用袋等の消耗品の備蓄にも留意します。

今後も、現在の備蓄量等を判断しながら、必要に応じて仮設トイレの備蓄等を行います。

8) 災害廃棄物処理

①発生量の把握

大規模災害発生時に、家屋の倒壊等により大量の災害廃棄物が発生した場合には、被害の状況等から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な資機材や仮置場等を確保します。

道路上等に排出された災害廃棄物など、災害応急活動の実施に支障が生じるものから優先して処理するものとします。

処理にあたっては、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づいて南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て迅速に行います。

②仮置場の設置

表-12 仮置場の分類、役割の例

分類	役割
一次仮置場	生活環境・空間の確保・復旧のため、被災住民が被災家屋等から搬出した災害廃棄物や道路に散乱した災害廃棄物を一時的に集積し、分別保管する場所。
二次仮置場	災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、一定期間の保管及び、処理作業(選別等)を行う場所。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。

表-13 一時仮置場の必要面積の算出方法（災害廃棄物対策指針技術資料）

仮置場の必要量(m ²)	①集積量(t)÷②見かけ比重(t/m ³)÷③積み上げ高さ(m) ×(1+④作業スペース割合)
①集積量(t)	災害廃棄物発生量-⑤処理量(t/年)
②見かけ比重(t/m ³)	可燃物0.4t/m ³ 不燃物1.1t/m ³
③積み上げ高さ(m)	5m以下
④作業スペース割合	0.8~1.0
⑤処理量(t/年)	災害廃棄物発生量÷⑥処理期間(年)
⑥処理期間(年)	3年以内

本計画では、用途に合わせて「一次仮置場」、「二次仮置場」に分類します。

一次仮置場候補地は、23項の表11に記載しております。

二次仮置場候補地は、北部、中部、南部資源回収センターとします。

なお、仮設住宅建設予定地については、「一次仮置場」及び、「二次仮置場」としての活用を検討します。

③仮置場の開設・運営

ア 仮置場の開設準備

- ・ 仮置場候補地の地権者、管理者の同意を取得します。
- ・ 仮置場の受入時間、受入基準、受入区画等を示す文書、仮置場への搬入ルートを示す地図を作成し、市民、解体・運搬業者へ周知します。
- ・ 分別区分ごとの区画、積み下ろし場所等を表示する標識を場内に設営します。

イ 仮置場への搬入作業の管理指導

- ・ 仮置場の入り口で、搬入物の確認を行います。
- ・ 搬入物を分別区分ごと、円滑に回収します。
- ・ 不法投棄を防止するための巡回警備体制等の体制を整えます。

ウ 搬入記録（二次仮置場）

- ・ 仮置場への搬入物の種類、搬入元等を記録します。
- ・ 仮置場からの搬出物の種類、搬出先等を記録します。
- ・ 仮置場で選別等の処理を行う場合、その処理量等を記録します。
- ・ 仮置場での作業員の作業内容、作業時間等を記録します。

エ 安全管理

- ・ 作業員の安全確保、労働災害の防止、労働者の健康の保持を目的として、適正な安全管理を行います。

二次仮置場運営レイアウト

機械選別や焼却処理等を行う二次仮置場のレイアウト例を次に示します。また、配置計画にあたっての注意事項は以下のとおりです。

木材・生木等が大量の場合は、搬出または減容化のため、木質系対応の破砕機や仮設焼却炉の設置を検討します。

がれき類等の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破砕機の設置を検討します。

PCB及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には注意します。仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う必要があります。

市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策をとると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性を念頭に置いておきます。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できます。

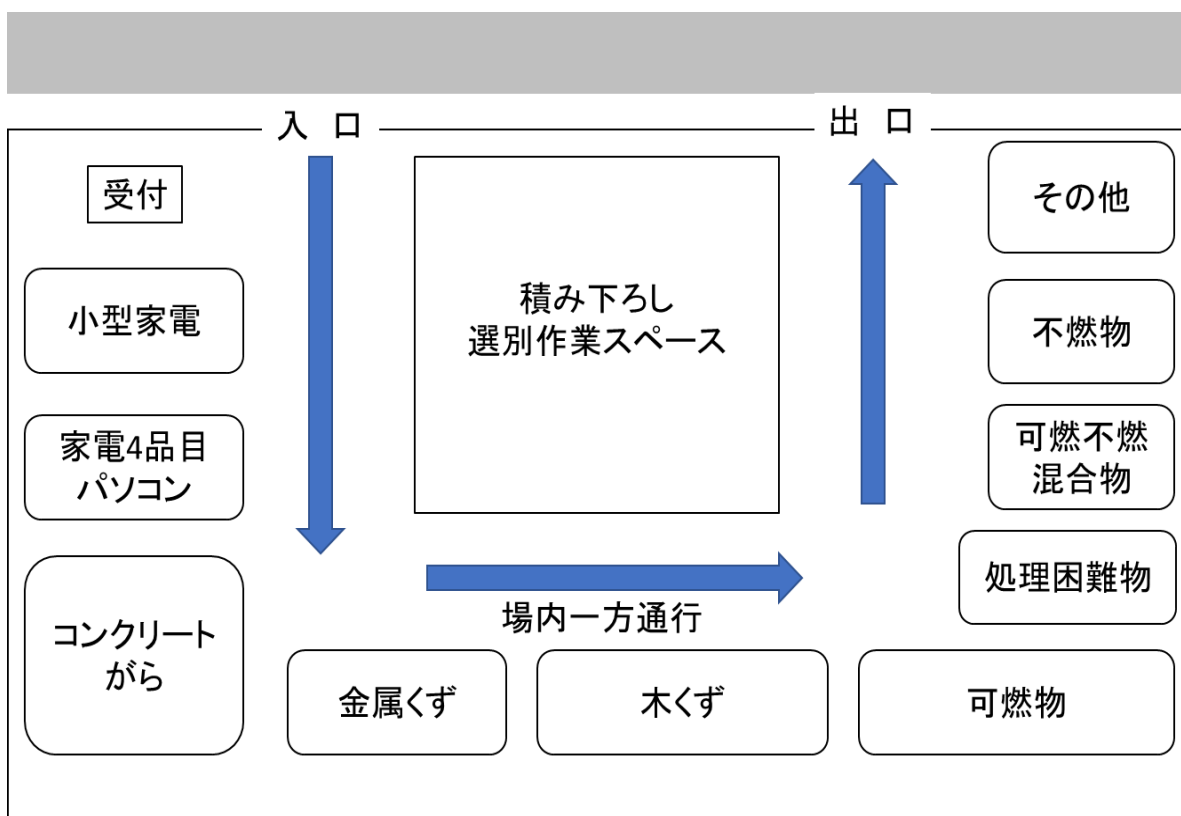


図-5 機械選別や焼却処理等を行う仮置場のレイアウトイメージ

管理上の留意事項

仮置場における管理上の留意事項、必要事項を以下に示します。災害廃棄物の発生状況に応じて、各事項の実施を検討します。

- ①腐敗性廃棄物の優先的な処理
- ②消石灰等の散布などによる害虫の発生の防止
- ③悪臭や害虫が発生した場合、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、また、シートによる被覆等
- ④火災を未然に防止するための措置
 - ・積み上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置など（災害廃棄物が高く積み上がった場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災の発生が想定されるため）
 - ・定期的な温度監視、可燃ガス濃度の測定
 - ・万一、火災が発生した場合に備えて、水・消火器等の備え
- ⑤汚水の土壌浸透など防止
 - ・仮舗装、シートの設置、排水処理設備の設置
- ⑥火災焼失した災害廃棄物
 - ・可燃物、不燃物、リサイクル可能なものなど分別することが難しいことが想定されるため、別途保管
 - ・流失対策・土壌汚染対策についても留意

③分別収集体制の構築等

災害時に大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するには排出時における分別が重要となるため、市民に対して分別の周知徹底を図ります。

④災害廃棄物のリサイクル

市は、災害廃棄物の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し廃棄物のリサイクルに努めます。

⑤思い出の品等

災害廃棄物を撤去する場合は思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、遺失物法等の関連法令での手続きや対応も確認した上で、取扱ルールを定めて、その内容を周知します。思い出の品等の取扱ルールとしては、思い出の品等の定義、持主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等が考えられます。貴重品については、警察へ届け出る必要があり、あらかじめ必要な書類様式を作成し、円滑な作業を進めます。

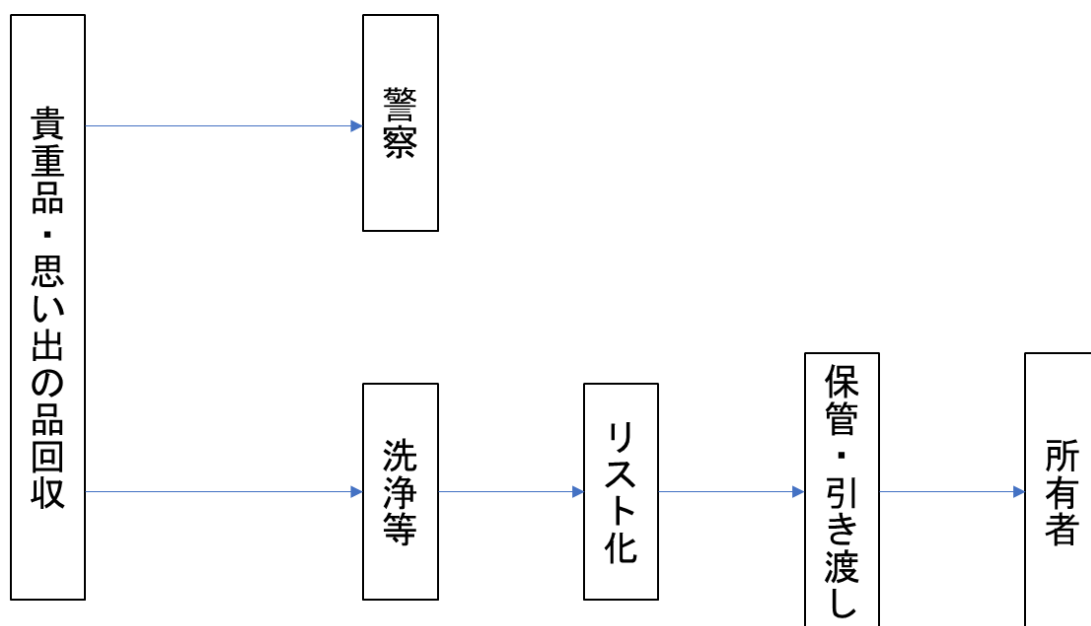


図-6 貴重品、思い出の品の回収・引き渡しフロー
(災害廃棄物対策指針技術資料)

4 段階的対応（応急時、復旧時）

1) 国・県・他自治体等への応援要請

災害発生から被災状況の把握に努め、本市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧が困難な場合には、国・県をはじめ、あらかじめ応援協定などを締結している他自治体などに必要な応援を要請し、適切な対策を行います。

2) 環境対策

災害時においては、被災の状況により混乱も予想される場所ですが、生活環境への影響を把握し、安心して行動できる状況を確認する必要があります。

特に、廃棄物（一次・二次）仮置場、廃棄物運搬経路などは十分配慮した中で適切な環境を維持しなければならないことから、通常的环境行政と同様に環境対策に留意する必要があります。

次に環境項目についての影響、対策例を示します。

表-14 災害廃棄物への対応における環境影響と対策例（災害廃棄物対策指針技術資料）

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等） 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管・選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉塵の発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤの洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底
騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを設置 PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布 シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

3) 最終処分場

災害廃棄物の最終的な受け入れ先である最終処分場については、山梨県市町村総合事務組合が笛吹市に整備を進めており、供用開始は平成30年12月を予定しています。

利用については、県内外の被災状況などに鑑み、同組合と協議することとなります。

また、中巨摩地区広域事務組合が利用している県外最終処分場などについても、その利用を検討することも想定されます。

5 取組を要する主な課題

災害廃棄物処理は、被災の程度により多種多様なパターンが想定されることから、災害廃棄物処理計画の策定の難しさがあります。

今回、南アルプス市災害廃棄物処理計画を策定することにより、今後、災害に備えるべき主な事項としてさらに内容を検討し、順次、整理していく事項を次に示します。

1) 災害廃棄物処理についての防災訓練の検討

現在、毎年実施される南アルプス市総合防災訓練などにおいて、災害廃棄物処理に関わる訓練は実施されていません。具体的な処理手法を構築するためには、災害廃棄物処理に関わる訓練も必要です。

総合的な立場で考察ができる災害廃棄物処理に関する訓練の実施を検討していく必要があります。

2) 人員配置

災害後、通常のごみ収集が不能になり、収集が間に合わないなどの問題が発生することが予想されます。このような問題によって通常のごみ収集などが仮置場へ集積することになった場合は、仮置場を適切に運営する必要があります。

仮置場の運営には相応の人員が必要となります。このため、主に環境班の所管事項となりますが、仮置場の設置箇所数に応じて、必要な人員をどのように確保していくか、今後、検討する必要があります。

3) 市内事業者の車両等のリスト化と配置計画

災害が発生した場合、人命救助、幹線道路の整備など、様々な場面において重機や車両が必要となります。災害廃棄物処理については、当然、収集車両や輸送車両のほか、仮置場等においては、重機を確保しなければなりません。総合的な体制の中で、必要な車両・重機の配置ができるよう検討していく必要があります。

そのためには、災害時の応援協定を締結している南アルプス市建設安全協議会などにおける車両・重機等をリスト化し、効果的に配置計画ができるよう検討を行っていく必要があります。

4) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物

有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなります。有害物質の情報の収集に努め、その取扱いなどについてマニュアル化などを行っておくことも検討する必要があります。

5) 広域事務組合

南アルプス市のごみ・し尿を処理している中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合には、今後も災害に強い施設整備を要請していきます。

大規模な災害が発生した際、廃棄物処理施設、し尿処理施設への影響をできるだけ抑えることが、災害時廃棄物処理を円滑に進める上で重要な課題です。

施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備、災害廃棄物受入れ設備等の整備などがあげられますが、いずれも経費を伴いますので、構成自治体との協議の中で、施設の防災対策を図っていく必要があります。

6) 災害廃棄物処理実行計画

本計画で示した内容は、「南アルプス市地域防災計画」に基づき一歩踏み込んだ整理を行っていますが、災害が現実となった場面では、その被災状況に応じて、さらに実効性のある具体的な「災害廃棄物処理実行計画」を策定することとなります。

実行計画は、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を反映させることとなります。

訓練等あらゆる機会を通じ、災害の対応を評価し、改善する必要がある事項については、本計画を逐次見直していきます。

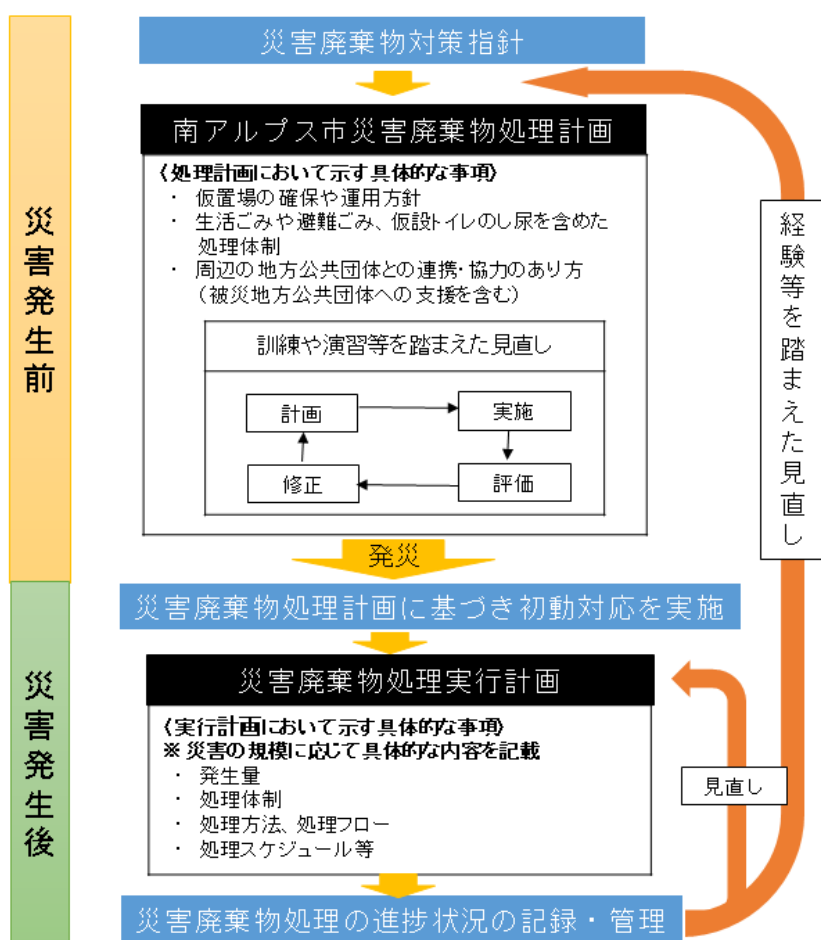


図-7 本計画及び実行計画の位置付け



南アルプス ユネスコエコパーク

南アルプス市は、自然と共生した
まちづくりを進めています。

南アルプス市災害廃棄物処理計画
平成30年9月発行
南アルプス市 市民部 環境課
〒400-0395
山梨県南アルプス市小笠原376番地
TEL：055-282-6097
FAX：055-282-6681